大阪広域水道企業団固定資産管理規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

とができる。

別表 (第4条関係)

大阪広域水道企業団 企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第11号

大阪広域水道企業団固定資産管理規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団固定資産管理規程 (平成23年大阪広域水道企業団管理規程第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に 下線で示すように改正する。

下線で示すように改正する。				
改正後	改正前			
附則	附則			
$1 \sim 7$ (略)	$1 \sim 7$ (略)			
<u>(藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴う経過措置)</u>				
8 令和3年4月1日前に藤井寺市公有財産管理規則(昭和50年藤井寺市規則第10号)、藤井寺市行政財産使用料条例(昭和54年藤井寺市条例第2号)、大阪狭山市公有財産規則(令和元年大阪狭山市規則第20号)、大阪狭山市行政財産使用料条例(令和元年大阪狭山市条例第27号)、公有財産規則(平成14年熊取町規則第13号)、行政財産使用料条例(平成14年熊取町条例第6号)、河南町財務規則(昭和63年河南町規則第2号)又は河南町行政財産使用料条例(昭和54年河南町条例第8号)の規定によりなされた行為のうち、水道事業に係るものは、この規程中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。				
9 藤井寺市、大阪狭山市、熊取町又は河南町で定める行政財産使用許可に関する				
様式により作成した用紙は、当分の間、 所要の調整をした上、この規程で定める 様式により作成した用紙として使用する				

別表 (第4条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
水道センター			(略)
<u>総務課を置</u> <u>く水道セン</u> <u>ター</u>	(略)	(略)	
上記以外	所長	<u>所長が指定</u> <u>する者</u>	

第1欄	第2欄	第3欄	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
水道センター			(略)
<u>泉南水道セ</u> ンター	(略)	(略)	
四条畷水道 センター	総務課長	<u>所長</u>	
<ul><li>阪南水道セ</li><li>ンター</li></ul>	総務課長	所長	
上記以外	所長	<u>主査</u>	

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。